税法上の扶養控除
まるわかり早見表

Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年7月時点の内容となっております。最新の情報は国(財務省や国税庁)の資料等をご確認ください。

1 税法上の扶養控除

納税者が生計を一にする一定の親族を扶養する場合、所得から控除を受けられます。

区分	年齢要件	同居要件	控除額
一般の控除対象扶養親族	16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満	不要	38万円
特定扶養親族	19歳以上23歳未満	不要	下記参照
老人扶養親族（同居老親等以外）	70歳以上	別居	48万円
老人扶養親族（同居老親等）	70歳以上	同居	58万円

2 扶養親族の主な要件

以下のすべてを満たす必要があります。

親族範囲	配偶者以外の6親等内血族・3親等内姻族等	年齢	その年の12月31日時点で16歳以上
生計同一	同居または別居でも生活費・学資金等の送金がある場合	その他	青色・白色申告者の事業専従者でないこと等
年間合計所得	62万円以下（給与収入のみの場合 年収136万円以下）	国外居住親族	上記に加え、親族関係・送金証明書類が必要 30歳以上70歳未満は、①留学 ②障害者 ③年間38万円以上の送金受領（要証明）のいずれかに該当する場合のみ対象

© MoneyForward, Inc.

3 特定扶養控除・特定親族特別控除

扶養親族（19歳以上23歳未満）の合計所得金額に応じて控除額が変わります。

合計所得85万円以下	合計所得85万円超123万円以下
特定扶養控除 **63万円**	特定親族特別控除 所得に応じて**63万円〜3万円**

4 配偶者の控除

配偶者は扶養控除対象外ですが、以下の控除があります。納税者の合計所得1,000万円以下が前提です。

控除種類	配偶者の合計所得要件	配偶者の給与収入目安	最大控除額 （納税者所得900万円以下）
配偶者控除	**62万円以下**	〜136万円	38万円
配偶者特別控除	**62万円超133万円以下**	136万円超〜約207万円	38万円〜1万円（段階的）

5 その他の注意点

共働き	子の扶養は、通常、所得が高い方の親で申告すると節税効果大。
扶養変更	扶養親族の所得超過等で要件を外れた場合、年末調整時に「扶養控除等（異動）申告書」で異動申告が必要。
書類保管	会社は従業員から提出された「扶養控除等（異動）申告書」等を、提出期限の翌年から**7年間**保存する義務あり。

© MoneyForward, Inc.